

事実の公表及び懲戒処分の公表

下記のとおり事実の公表及びこの事案に対し懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 処分事案の事実の内容

令和4年度国庫交付金交付申請における事務処理誤りについて

2. 処分事案の概要・理由

「令和4年度に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）」として、対象児童1人につき5万円の特別給付金を支給する事業を実施いたしました。本事業に係る費用については、全額国が負担することになっています。

本件は、この新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の国への申請事務において、交付決定後の追加交付金の交付申請を失念していたため、国庫交付金170万円の交付を受けることができなかったものです。

この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであります。よって地方公務員法第29条第1項第2号の規定により懲戒処分を行いました。

3. 経緯及び原因について

(1) 一般会計補正予算による事業予算の整理

令和4年6月、対象児童300人、1,500万円の事業費と関連事務費の補正予算議決

(2) 国庫交付金交付決定通知及び収入

令和4年6月、855万円交付決定及び収入

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給

令和4年7月以後、申請に基づき給付

(4) 変更交付申請の通知

令和4年12月、給付金支給額が国庫交付金の決定額を上回っていましたが、通知の時点で、その支給額が町の予算の範囲内であり支払いが可能であったことから、変更交付申請は不要と思い込み、変更交付申請を行いませんでした。

(5) 給付金支払額の確定

令和5年3月末、給付金支払額が1,025万円となりました。

令和5年4月に令和4年度の決算額の確認の折に支払総額が交付金額を上回っていることを確認しました。しかしながら、既に追加交付申請は不可能であり、国庫交付金170万円の追加交付を受けることができなかったものです。

4. 被処分者及び処分内容

現教育部課長	(50歳代)	懲戒処分	戒告
現健康福祉部課長	(50歳代)	懲戒処分	戒告
現教育部主査	(40歳代)	懲戒処分	戒告

5. 今後の対応

今回の国庫交付金申請等の誤りに関しては、一個人の問題ではなく、組織的なチェック体制が不十分であることや、組織全体でミスを防止するという意識が十分でなかったことなどが原因であったととらえています。

今後は、組織全体で事務処理の適正化を徹底し、再発防止に向けた取り組みを実行します。

6. その他

本懲戒処分事案に関連して、同日付で、当時所管課の部長を文書による厳重注意としました。

本事案につきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今後、このような問題が二度と起きないように再発防止に向けた取り組みを徹底し、全庁一丸となって町民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

問い合わせ先 (0587-93-1111)

事業に関すること 子ども課 (内線621)

職員の処分に関すること 秘書企画課 (内線615)